

京 都 大 学 共 通 経 費 経 理 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前 | 改 正 後 |
|--|---|
| <p>第1条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院の経営上必要があり、かつ、<u>共通経費経理委員会の承認を得たときは、医学部附属病院については、この規程の一部又は全部を適用しないことができる。</u></p> <p>第2条 <u>共通経費に関する予算(以下「共通経費予算」という。)は、毎年度初めに共通経費経理委員会の議を経て定める。</u></p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 <u>共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、共通経費経理委員会の承認を得るものとする。</u></p> <p>第7条 <u>共通経費経理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、財務担当理事が委員長となる。</u></p> <p>(1) <u>財務担当理事</u></p> <p>(2) <u>共通経費を負担する部局の長</u></p> <p>2 <u>共通経費経理委員会に関する事務は、契約・資産事務センターにおいて処理する。</u></p> <p>(後 略)</p> | <p>第1条 (同 左)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、病院の経営上必要があり、かつ、<u>財務担当の理事(以下「財務担当理事」という。)</u>が<u>共通経費を負担する部局の長の承認を得たときは、医学部附属病院については、この規程の一部又は全部を適用しないことができる。</u></p> <p>第2条 <u>共通経費に関する予算(以下「共通経費予算」という。)は、毎年度初めに共通経費を負担する部局の長の承認を得て財務担当理事が定める。</u></p> <p>第6条 <u>共通経費に関する決算は、年度経過後速やかに作成し、財務担当理事は、共通経費を負担する部局の長の承認を得るものとする。</u></p> <p>第7条 <u>この規程に定めるもののほか、共通経費に関する必要な事項は、財務担当理事と共通経費を負担する部局の長で協議して定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、平成21年11月2日から施行する。</p> |